

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年8月23日（平成28年（行情）諮問第509号）

答申日：平成29年4月18日（平成29年度（行情）答申第16号）

事件名：「国家安全保障会議 総理指示」のうち「北朝鮮の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『国家安全保障会議 総理指示』のうち『北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと』（以下「本件総理指示」という。）の主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件総理指示に基づき関係行政機関が北朝鮮の今後の動向等に関して情報収集・分析を行った文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月4日付け閣安保第258号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件対象文書に係るテーマの重要性を鑑みると、該当文書が一切存在しないということにはわかに首肯しがたい。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条2項に基づき、原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

#### 2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「国家安全保障会議 総理指示」とは、平成28年1月6日に国家安全保障会議が開催された際に出された総理指示のことで

ある。

当該総理指示のうち「北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」（本件総理指示）の主管部局が、当該総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全てとの行政文書開示請求に対して、法9条2項に基づき、不開示決定を行ったところである。

### 3 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「該当文書が一切存在しないということにはわかに首肯しがたい」旨主張している。

しかしながら、上記3のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

### 5 結語

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当であると判断した。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月23日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年2月2日  | 審議            |
| ④ 同月27日      | 審議            |
| ⑤ 同年4月14日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年1月6日に発出された「国家安全保障会議総理指示」のうち「北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」（本件総理指示）の主管部局が、本件総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全てである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 「国家安全保障会議 総理指示」のうち「北朝鮮の今後の動向等に

関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」（本件総理指示）とは、平成28年1月6日に、北朝鮮による核実験実施情報について審議するために開催された国家安全保障会議において、総理が発出した指示の一つである。

イ 内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）は、内閣法17条及び国家安全保障会議設置法（以下「設置法」という。）12条に基づき、国家安全保障会議の事務を処理することとされており、本件総理指示は、同会議において発出された指示の一つであることから、同会議の事務を所掌する国家安全保障局が、同会議自体の主管部局として、本件請求を受理した。

ウ しかしながら、国家安全保障局は、自らが情報の収集・分析を行う機関ではなく、「北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」という本件総理指示自体を所掌する部局ではない。

エ 上記の認識の下、本件開示請求は、北朝鮮の今後の動向等について情報収集・分析を行うことを所掌する部局が本件総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書を求めていると解し、当該事務を所掌していない国家安全保障局においては保有していないと判断した。

(2) また、本件開示請求の受理の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求書は、平成28年2月2日に内閣官房内閣総務官室（以下「内閣総務官室」という。）で受け付けられたものであるが、その時点においては、開示請求先の記入はなされておらず、開示請求先について受付先での記入を依頼する旨のメモが付されていた。

イ 内閣総務官室では、本件の開示請求先について、各部局への照会等を行った結果、上記(1)イのとおり、国家安全保障局が担当することとなった。

(3) 本件開示請求は、「北朝鮮の今後の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと」という本件総理指示の主管部局が、本件総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の開示を求めるものであり、上記(2)の経緯を踏まえると、審査請求人は、本件開示請求が本件総理指示の主管部局で受理されることを前提に開示請求を行ったものと認められ、諮問庁の上記(1)ウの説明によれば、処分庁は本件総理指示の主管部局ではないと認識していたのであるから、本来、本件開示請求を受理すべきではなかったと認められる。

(4) しかしながら、本件開示請求については、上記(2)アのとおり、開示請求者が、内閣総務官室において開示請求先を記入するよう依頼したことを受けて、上記(2)イのとおり国家安全保障局が受理した経緯に鑑みれば、本件開示請求の受理に係る処理の適否はともかく、本件開示

請求が国家安全保障局で受理されている以上、これを前提として検討せざるを得ない。

- (5) そこで、本件開示請求の請求文言について検討すると、処分庁は、諮問庁の上記(1)エの説明のとおり、本件総理指示の主管部局とは北朝鮮の今後の動向等について情報収集・分析を行うことを所掌する部局のみを指すと狭く解している。しかし、本件総理指示は、国家安全保障会議において同会議の議長たる内閣総理大臣が発出した指示であり、内閣法17条2項2号及び設置法12条において、処分庁は同会議の事務を処理することとされているのであるから、処分庁は、同会議で発出されたいずれの総理指示についても、その内容にかかわらず、主管部局の一つであると解する余地がある。上記(2)の経緯で処分庁が本件開示請求を受理しているのであるから、本件開示請求においては、処分庁が主管部局であると解し、本件総理指示に基づき北朝鮮の今後の動向等に関して情報収集・分析を行った文書のうち、処分庁の行政文書ファイル等につづられたものを求めていると解釈するのが相当である。
- (6) 内閣官房組織令4条によれば、内閣官房において、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査等に関する事務を行うこととされているのは内閣情報調査室であり、上記(1)ウの諮問庁の説明のとおり、処分庁は、自ら情報の収集・分析を行う機関ではないが、設置法6条1項において、関係行政機関は、同会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であって、同会議の審議に資するものを、適時に提供するものとするとして、内閣法17条2項3号により、処分庁は、設置法6条の規定により同会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどることとされているのであるから、一般論としていけば、処分庁は、関係行政機関が国家安全保障に関して情報収集・分析を行った文書を当該行政機関から提供され保有しているものと認められる。
- (7) そのため、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記(5)の解釈を前提に、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、本件総理指示に基づき関係行政機関が北朝鮮の今後の動向等に関して情報収集・分析を行った文書の中には、国家安全保障局において保有しているものもあるとのことであった。

以上のことから、国家安全保障局においては、本件対象文書に該当する文書を保有しているものと認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国家安全保障局において、本件総理指示に基づき関係行政機関が北朝鮮の今後の動向等に関して情報収集・分析を行っ

た文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久